

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第11号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

第1条中「第4項」を「第5項」に、「非常勤」を「特別職の非常勤」に改め、同条第4号中「特別職に属する」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。